

レシート対応のイメージ

○現行の請求書 (～平成 31 (2019) 年 9 月 30 日)	○区分記載請求書 (平成 31 (2019) 年 10 月 1 日～)	○適格簡易請求書 (簡易インボイス) (平成 35 (2023) 年 10 月 1 日～)
〇〇ケーキ店 TEL 03-XXXX-XXXX 20XX 年 04 月 01 日 (土) 17:45 ケーキ 1 点 510 円 (40 円) シュークリーム 1 点 167 円 (13 円) キャンドル 1 点 100 円 (8 円) ----- 対象計 777 円 外税額 61 円 合 計 838 円 お預り 1,000 円 お釣り 162 円	〇〇ケーキ店 TEL 03-XXXX-XXXX 20XX 年 04 月 01 日 (土) 17:45 ケーキ * 1 点 510 円 (40 円) シュークリーム * 1 点 167 円 (13 円) キャンドル 1 点 100 円 (10 円) ----- 8%対象計 677 円 外税額 53 円 10%対象計 100 円 外税額 10 円 合 計 840 円 お預り 1,000 円 お釣り 160 円 * 印は軽減対象	〇〇ケーキ店 TEL 03-XXXX-XXXX 登録番号 : T0123... 20XX 年 04 月 01 日 (土) 17:45 ケーキ * 1 点 510 円 シュークリーム * 1 点 167 円 キャンドル 1 点 100 円 ----- 8%対象計 677 円 外税額 54 円 10%対象計 100 円 外税額 10 円 合 計 841 円 お預り 1,000 円 お釣り 159 円 * 印は軽減対象

※適格（簡易）請求書における消費税額については、1請求書当たり、税率ごとに一度の端数処理となります。そのため、現在、個々の商品ごとに消費税額を端数処理し、その合計額を内税額等としている場合には、端数処理の方法を変更する必要があります。

レシート対応のイメージ（軽減対象品目の取扱いがない場合）

○現行の請求書 （～平成 31（2019）年 9 月 30 日）	○区分記載請求書 （平成 31（2019）年 10 月 1 日～）	○適格簡易請求書（簡易インボイス） （平成 35（2023）年 10 月 1 日～）
〇〇タクシー TEL 03-XXXX-XXXX 20XX 年 04 月 01 日（土） 17:45 メーター運賃 6,490 円 ETC 料金 590 円 合 計 7,080 円	〇〇タクシー TEL 03-XXXX-XXXX 20XX 年 04 月 01 日（土） 17:45 メーター運賃 6,490 円 ETC 料金 590 円 合 計 7,080 円	〇〇タクシー TEL 03-XXXX-XXXX 登録番号：T0123... 20XX 年 04 月 01 日（土） 17:45 メーター運賃 6,490 円 ETC 料金 590 円 合 計 10% 7,080 円

※適格（簡易）請求書における消費税額については、1 請求書当たり、税率ごとに一度の端数処理となります。そのため、現在、個々の商品ごとに消費税額を端数処理し、その合計額を内税額等としている場合には、端数処理の方法を変更する必要があります。

「値引き」を行った場合の適格簡易請求書の記載について
 （「値引後の対価の額」を「課税資産の譲渡等の対価の額」とする例）

【未定稿】

- 割引券等により軽減税率対象と標準税率対象について一括して「値引き」を行った場合、値引額を合理的に区分する必要がある。その際、「値引後の対価の額」又は「税率ごとの値引額」が領収書等で明らかとなっていれば、合理的に区分しているものと認められる。
- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）実施後において「値引き」を行った際に、「値引後の対価の額」を「課税資産の譲渡等の対価の額」とする場合、区分記載請求書等保存方式と同様、「値引後の税抜価額又は税込価額」又は「税率ごとの値引額」が領収書等で明らかとなっていれば、合理的に区分しているものと認められる。また、「消費税額等」については、「値引後の税抜価額又は税込価額」から計算する。

【適格簡易請求書】

レシート				
〇〇ドラッグストア (03-XXXX-YYYY)				
登録番号：T123...				
20XX年04月01日(土)		16:45		
ティッシュ	1点	298	298円	
ジュース *	1点	89	89円	
メガスリ	1点	250	250円	
値 引 き			-50円	
		8%タイヨウ	-7円	
		10%タイヨウ	-43円	
合 計			587円	
		8%タイヨウ	82円	
		(内消費税	6円)	
		10%タイヨウ	505円	
		(内消費税	46円)	
お 預 り		1,037円		
お 釣 り		450円		
*印は軽減対象				

「税率ごとの値引額」については
省略可能

値 引 き	-50円
合 計	587円
8%タイヨウ	82円
(内消費税	6円)
10%タイヨウ	505円
(内消費税	46円)

「値引後の対価の額」が明らか
 となっていればよい（端数処理
 も値引後の金額から計算した際
 に行う）

（参考）値引額の合理的な区分方法

値 引 き	-50円
合 計	587円
8%タイヨウ	89円
(内消費税	7円)
10%タイヨウ	498円
(内消費税	45円)

仮に、標準税率対象からのみ値引き
 したとしても、「値引後の対価の
 額」が明らかとなっていれば、合理
 的に区分しているものと認められる